

環境建設常任委員会委員長報告

(平成23年12月22日報告)

環境建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を申し上げます。

当委員会は休会中の12月16日、付託されました12議案の審査を行いました。審査のため出席を求めた者は、副市長、所管の各部長、技監、課長等であります。

それでは、報告を致します。

まず、議案第87号 栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

委員から、他市から持ち込まれているゴミはあるのか、との質問に対し、当局から、近隣4市のなかで、当市は手数料が高い水準にあることから、他市からの持ち込みは少ないと考えている。との答弁がありました。

その他、質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 栗東市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、

質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 栗東市景観条例の一部を改正する条例の制定について、

委員から、建築物において、一定の景観に沿った建築が行われるような協力要請、啓発はしているのかとの質問に対し、当局から、栗東市全域においては景観計画区域としている。また、街道などの沿線については景観形成推進地域としている。景観計画・条例のなかで、新築、建て替

えにおいては「風格づくり会談」という行政と建築主とが話し合いを行う場を持つなかで、指導、啓発を行っている。との答弁がありました。質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき議会の議決を求めることについて、 委員から

1点目：個人の橋の所有者には賠償金を求めないとしているが、その通りであるのか、

2点目：当初、ガードレールがなく、市が事故後に転落防止策を設置したが、これにより市の責任が明確になったのではないか、その設置経緯は、

3点目：事故以前から、当該場所は危険であると、市民から指摘はなかったのか、また、その他市内の危険箇所の対応について

質問があり 当局より

1点目：橋梁^{きょうりょう}の所有者については 裁判所から1割の責任があるとしているが、当和解金の中には、橋梁の所有者また本人の過失分は入っていない。よって、和解のなかで、橋梁^{きょうりょう}の所有者に対し賠償を請求しない、としている。

2点目：事故後、地元自治会より要望があったことにより、橋梁の所有者の了解のもとで、ガードパイプ、反射材を設置した。その設置が事故の責任の範囲に影響したものではないとの裁判所の見解である。

3点目：事故の当該箇所については地元から連絡はなかった。その他、危険箇所については、昨年257箇所の緊急修繕をおこなった。また、市民からの連絡には随時対応をしている。

との答弁がありました。

慎重に審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案通り可決

すべきものと決しました。

次に、議案第95号 栗東市道路線の廃止について、であります、
質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号 栗東市道路線の認定について、であります、委員から、袋小地の道路で進入自動車によるトラブルや農業水路においても清掃などに於いてトラブルの発生がある。今までから指摘もしているが、明らかに、将来とも行き止まりになるような箇所についての指導内容についての質問に対し、
当局より、袋小路にならざるを得ないところは、開発者に啓発看板設置などの指導を徹底していく、また水路については、水利権などが有る場合は同意を頂くなどしているが、今後共指導していく。との答弁がありました。 質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号 平成23年度栗東市一般会計補正予算（第4号）について、のうち 関係する歳出、歳入・その他事項について であります。

委員から、

- 1 点目：中小企業振興会議の委員構成ならびに、会議の内容について
- 2 点目：県施行単独道路改築事業負担金の内訳について
- 3 点目：学校給食野菜拡大事業に関連して、今日まで生産者を含めた懇談会の開催があったが、現在の取り組みについて

の質問に対し

当局より

- 1 点目：振興会議は10名、ワーキンググループは11名の委員で、条

例の骨子案の検討、条例の具体策である振興ビジョンの検討をいただく。

2点目：5路線で6事業を実施する。

3点目：実態を把握して開催について検討をする。

との答弁がありました。

質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。尚、関係する歳入・その他事項については可決すべきものと決した旨、総務常任委員会委員長に報告致しました。

次に、議案第100号 平成23年度大津湖南都市計画事業栗東駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

並びに、議案第101号 平成23年度大津湖南都市計画事業栗東新都心土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

並びに、議案第102号 平成23年度栗東市水道事業会計補正予算（第2号）について

並びに、議案第103号 平成23年度栗東市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

並びに、議案第104号 平成23年度栗東市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

の5議案については、質疑、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の主な審査結果の報告と致します。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。